

運輸安全マネジメントの取り組み

令和5年4月1日

【令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】

株式会社富士運輸倉庫 本社営業所
代表取締役 渋谷 修治

●事故防止のための安全方針

・代表取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識する。社内において輸送の安全確保に主導的な役割をはたすとともに、全従業員に「輸送の安全確保が最も重要である」ということを認識させる。また、安全確保に関する声に真摯に耳を傾け、現場の実態を十分把握したうえで輸送の安全確保に向けた諸施策を展開する。輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行する事に最善をつくす。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努める
2. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置の安全にかかわる情報を公表する
3. 安全は最大の顧客満足と認識する
4. 会社は、輸送の安全確保に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）」を確実に実施し、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

●社内への周知方法

- ・朝・夕の点呼時に伝達・報告
- ・安全会議にて教育実施
- ・本社営業所 2F 休憩室の所定位置に掲示

●安全方針にもとづく目標

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	0 件

●目標達成のための計画

1. 全従業員に対する安全ミーティングを月に一度開催し、事故防止などの情報共有を行う。
3. 対面、IT 点呼時に従業員との会話等で体調不良などを事細かく察知した上で安全運行をさせる。
4. 死亡事故ゼロ、重大事故の撲滅を目指す
5. 健康診断を年1回（深夜勤務者は、年2回）全従業員対象に必ず実施し健康管理及び適切な指導を行う。
6. 2024年4月より執行される新たな拘束時間、休息期間のルール適した行程を組み運行させる。

●安全に関する情報交換方法

- ・月に1回行われる安全ミーティング内で事故、故障等の事例を全従業員に伝え情報共有を行う。
- ・事故、故障等が発生した場合は会社のルールに基づき、各担当者に速やかに連絡し指示を受け早急な対応を円滑に行う。

●安全に関する反省事項

- ・実際に起きた事故、故障等に対する事例を全従業員に周知、情報の共有ができない事があった。
- ・繁忙期などに拘束時間、休息期間の制限時間を守れない状況があった。

●反省事項に対する改善方法

- ・月に1回行われる安全ミーティングの際に事故や故障等の事例を映像等で情報を公表し再発防止に取り組む。
- ・常日頃、拘束時間、休息期間を意識した配車組みを行い制限時間内で収めるようにする。

●安全に関する目標達成状況

平成4年度目標	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	
物 損 事 故 0 件	5 件	

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

平成4年度目標	事 故 発 生 件 数	0 件	令和4年度目標達成
平成4年度実績	事 故 発 生 件 数	0 件	※自動車事故報告規則(H15.9.26改正国土交通省令第95号)第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など）
	事 故 の 種 類		
	衝 突 の 状 態		
	行 政 処 分 等	なし	